（報告書の提出時期及び手続）

第十一条の五　指定法人は、事業年度終了後一月以内に、次に掲げる事項を記載した別記様式第五の七による実施状況報告書を提出するものとする。

一　前年度の特定事業の実施状況

二　前年度の収支決算

２　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の実施状況報告書に関し、特定事業を適正に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、指定法人に対して、別記様式第五の八による当該特定事業を適正に実施していると認定したことを証する書面及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

３　国家戦略特別区域担当大臣は、前項の認定をしないときは、指定法人に対して、別記様式第五の九によりその旨及びその理由を通知するものとする。

第十二条（見出しを含む。）中「第二十七条の三」を「第二十七条の四」に改める。

第十三条（見出しを含む。）、第十四条（見出しを含む。）及び第十五条第一項中「第二十七条の四」を「第二十七条の五」に改める。

別紙様式第一の三中「第27条の４」を「第27条の５」に改める。

別記様式第一の四の次に次の三様式を加える。

別記様式第１の５（第３条の２関係）

事業実施計画の提出

年　　月　　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

特定事業を実施しようとする者の名称　印

国家戦略特別区域法施行規則第３条の２第１項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

１．会社の名称及び代表者の氏名

２．設立年月日及び主たる事務所の所在地

３．事業実施計画（別紙）

㊟　２．において、当該法人が国家戦略特別区域法施行規則第11条の２に規定する特定事業（以下単に「特定事業」という。）を実施する法人を含む合併により設立された場合は設立の日が最も早い法人の、設立以前から特定事業を実施していた者と実質的に同一である場合は当該実質的に同一と認められる者の特定事業開始日を併せて記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の５（別紙）（第３条の２関係）

事業実施計画

１．特定事業の名称

２．国家戦略特別区域法第２条第２項第１号に掲げる事業（同法第27条の規定による規制の特例措置の適用を受けるものを除く。）のうち該当するもの（規制の特例措置の内容）

３．国家戦略特別区域法施行規則第11条の２第２号に掲げる事業のうち該当するもの

４．特定事業の内容

⑴　概要

⑵　活用する規制の特例措置の、当該事業における重要性

⑶　当該事業が有する革新性

５．事業実施場所

６．国家戦略特別区域の区域外にある事業所に関する事項

⑴　所在地

⑵　国家戦略特別区域法施行規則第11条の３第４号に掲げる業務のうち該当するもの

７．事業実施期間及び希望する指定の有効期間

８．事業の実施に要する資金の総額及びその内訳並びにその資金の調達方法に関する計画

⑴　計画期間全体における事業資金見込額　総計○○百万円

⑵　年度別内訳

㈠　平成○○年度

ⅰ　事業資金見込額　小計○○百万円

ⅱ　内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

㈡　平成○○年度

ⅰ　事業資金見込額　小計○○百万円

ⅱ　内訳

資金調達先見込	見込額	資金調達方法見込

９．従業員に関する事項

⑴　法人が常時雇用する従業員数　人

⑵　国家戦略特別区域の区域外にある事業所において業務に従事する従業員の数　人

注１　９．⑴に記載した内容の事実を証する書類として、法人が常時雇用する全従業員に係る雇用契約書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又はこれらに類する書類並びに当該従業員に係る名簿を添付すること。

２　９．⑵に記載した内容の事実を証する書類として、国家戦略特別区域の区域外にある事業所において常時雇用する従業員に係る雇用契約書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し又はこれらに類する書類並びに当該従業員に係る名簿を添付すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第１の６（第３条の２、第11条の４関係）

指定要件に関する宣言書

年　　月　　日

国家戦略特別区域担当大臣　殿

法人の名称及び代表者の氏名　　印

当社は、国家戦略特別区域法施行規則第11条の３各号に掲げる要件に該当することを宣言します。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。